

指 定 書

氏 名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣